

2018 年 8 月 23 日

【日本路線における燃油サーチャージおよび航空保険特別料金のご案内】

ベトナム航空では、燃油サーチャージ(正式名称「燃油特別付加運賃」)および航空保険特別料金を申し受けております。

2018 年 10 月以降適用する燃油サーチャージに関しまして、下記の通り国土交通省の認可が下りましたのでお知らせいたします。弊社減額基準につきましては、下記をご参照ください。

なお、不安定な価格変動に対応するため、今後も燃油サーチャージ額の見直しを 2 ヶ月ごとに行いますので、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

1. 対象航空券: ベトナム航空が適用する全クラス、全運賃種別に対して(IT 券を含む)
2. 実施日: 2018 年 10 月 1 日~2018 年 11 月 30 日発券分まで(以後 2 ヶ月毎に見直し)
3. 徴収方法: 航空券発券時、TAX 欄に YQ と表示(弊社利用のお客様 1 名につき 1 利用区間毎)
4. 対象旅客: ベトナム航空をご利用のすべてのお客様(座席を使用しない幼児は適用外)
5. 対象路線: 日本ーベトナム間発着路線
6. 徴収金額: 片道 YQ 合計 **JPY 4,270**

(日本円建)

徴収額 現行・新規対照表		現行 2018 年 9 月 30 日まで	2018 年 10 月 1 日以降	合計 YQ
日本発	燃油サーチャージ	JPY 3,800	JPY 3,800	JPY 4,270
	航空保険料	JPY 470	JPY 470	
海外発	燃油サーチャージ	USD 36	USD 36	USD 40
	航空保険料	USD 4	USD 4	

* 航空保険料(日本路線 JPY470、その他区間 USD4)は、全旅客(幼児含む)より徴収されます。

* 未使用航空券払い戻し時の対応について

燃油サーチャージおよび航空保険料には、取り消し手数料、払い戻し手数料は適用されません。
未使用航空券のYQ払い戻し規定は、各航空券種別の運賃払い戻し条件に準じます。

燃油サーチャージの撤廃条件：

4月、6月、8月、10月、12月、2月【表1】に航空燃油（シンガポールケロシン）価格を確認し、直前の2か月平均航空燃油（シンガポールケロシン）価格が下表【表2】の条件額を下回った場合、額の改定【表1】の実施時期からの変更を関係国政府に認可申請いたします。なお、平均燃油価格が1バレル当たり5,000円を下回った場合は【表1】の通り翌々月の1日発券分から「燃油特別付加運賃」を廃止する申請をいたします。

【表1】

実施時期（発券日ベース）	燃油価格動向の確認時期	燃油価格動向の把握
4月1日	2月に確認	12月から1月までの2ヶ月平均価格
6月1日	4月に確認	2月から3月までの2ヶ月平均価格
8月1日	6月に確認	4月から5月までの2ヶ月平均価格
10月1日	8月に確認	6月から7月までの2ヶ月平均価格
12月1日	10月に確認	8月から9月までの2ヶ月平均価格
2月1日	12月に確認	10月から11月までの2ヶ月平均価格

【表2】

シンガポールケロシン 価格(1バレル)	燃油特別付加運賃額 日本発
10,000円を下回った場合	3,800円
9,000円を下回った場合	2,800円
8,000円を下回った場合	1,800円
7,000円を下回った場合	800円
6,000円を下回った場合	300円
5,000円を下回った場合	廃止

* 未使用航空券払い戻し時の対応について

燃油サーチャージおよび航空保険料には取り消し手数料、払い戻し手数料は適用されません。
未使用航空券のYQ払い戻し規定破格航空券種別の運賃払い戻し条件に準じます。